

修正案		現行	
<b>第2章 防災機関の業務</b>		<b>第2章 防災機関の業務</b>	
1 県		1 県	
機 関 名	業 務 大 綱	機 関 名	業 務 大 綱
企 業 局	1 県営水道施設の保全に関すること 2 県営水道区域の水道水の供給、確保に関すること 3 工業用水道施設の保全に関すること 4 工業用水の供給、確保に関すること 5 <u>造成土地管理事業施設の保全に関すること</u>	水 道 局	1 県営水道施設の保全に関すること 2 県営水道区域の水道水の供給、確保に関すること 3 工業用水道施設の保全に関すること 4 工業用水の供給、確保に関すること
		企 業 土 地 管 理 局	1 <u>臨海地域土地造成事業施設及び新市街地造成事業施設の保全に関すること</u> 2 <u>宅地造成事業施設、内陸工業用地造成事業施設及びレクリエーション用地造成事業施設の保全に関すること</u>
3 指定地方行政機関		3 指定地方行政機関	
機 関 名	業 務 大 綱	機 関 名	業 務 大 綱
関 東 財 務 局 千葉財務事務所	1 <u>災害発生時における国有財産の提供及び活用に関すること</u> 2 金融機関における業務の円滑な遂行を確保するための指揮、要請に関すること	関 東 財 務 局 千葉財務事務所	金融機関における業務の円滑な遂行を確保するための指揮、要請に関すること

修正案		現行									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>業 務 大 綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関東総合通信局</td> <td> <u>1 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること</u>  <u>2 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出しに関すること</u>  <u>3 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること</u>  <u>4 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること</u> </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	業 務 大 綱	関東総合通信局	<u>1 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること</u> <u>2 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出しに関すること</u> <u>3 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること</u> <u>4 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること</u>		<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>業 務 大 綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関東総合通信局</td> <td> <u>1 災害に関する情報の収集及び関係機関との連絡に関すること</u>  <u>2 非常通信の運用に関すること</u> </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	業 務 大 綱	関東総合通信局	<u>1 災害に関する情報の収集及び関係機関との連絡に関すること</u> <u>2 非常通信の運用に関すること</u>	
機 関 名	業 務 大 綱										
関東総合通信局	<u>1 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること</u> <u>2 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出しに関すること</u> <u>3 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること</u> <u>4 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること</u>										
機 関 名	業 務 大 綱										
関東総合通信局	<u>1 災害に関する情報の収集及び関係機関との連絡に関すること</u> <u>2 非常通信の運用に関すること</u>										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>業 務 大 綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関東地方環境事務所</td> <td> <u>1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること</u>  <u>2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること</u>  <u>3 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関すること</u>  <u>4 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関すること</u> </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	業 務 大 綱	関東地方環境事務所	<u>1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること</u> <u>2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること</u> <u>3 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関すること</u> <u>4 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関すること</u>	(新設)						
機 関 名	業 務 大 綱										
関東地方環境事務所	<u>1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること</u> <u>2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること</u> <u>3 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関すること</u> <u>4 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関すること</u>										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>業 務 大 綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北関東防衛局</td> <td> <u>1 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること</u>  <u>2 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること</u> </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	業 務 大 綱	北関東防衛局	<u>1 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること</u> <u>2 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること</u>	(新設)						
機 関 名	業 務 大 綱										
北関東防衛局	<u>1 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること</u> <u>2 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること</u>										

修正案			現行																		
5 指定公共機関			5 指定公共機関																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>業 務 大 綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">日本赤十字社 千葉県支部</td> <td>1 医療救護に関すること</td> </tr> <tr> <td>2 こころのケアに関すること</td> </tr> <tr> <td>3 救援物資の備蓄及び配分に関すること</td> </tr> <tr> <td>4 血液製剤の供給に関すること</td> </tr> <tr> <td>5 義援金の受付及び配分に関すること</td> </tr> <tr> <td>6 その他応急対応に必要な業務に関すること</td> </tr> </tbody> </table>			機 関 名	業 務 大 綱	日本赤十字社 千葉県支部	1 医療救護に関すること	2 こころのケアに関すること	3 救援物資の備蓄及び配分に関すること	4 血液製剤の供給に関すること	5 義援金の受付及び配分に関すること	6 その他応急対応に必要な業務に関すること	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>業 務 大 綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">日本赤十字社 千葉県支部</td> <td>1 救護班の編成並びに医療、助産、死体処理（一部保管を除く）に関すること</td> </tr> <tr> <td>2 災害救護に関すること</td> </tr> <tr> <td>3 日赤医療施設の保全に関すること</td> </tr> <tr> <td>4 血液センター施設の保全に関すること</td> </tr> </tbody> </table>			機 関 名	業 務 大 綱	日本赤十字社 千葉県支部	1 救護班の編成並びに医療、助産、死体処理（一部保管を除く）に関すること	2 災害救護に関すること	3 日赤医療施設の保全に関すること	4 血液センター施設の保全に関すること
機 関 名	業 務 大 綱																				
日本赤十字社 千葉県支部	1 医療救護に関すること																				
	2 こころのケアに関すること																				
	3 救援物資の備蓄及び配分に関すること																				
	4 血液製剤の供給に関すること																				
	5 義援金の受付及び配分に関すること																				
	6 その他応急対応に必要な業務に関すること																				
機 関 名	業 務 大 綱																				
日本赤十字社 千葉県支部	1 救護班の編成並びに医療、助産、死体処理（一部保管を除く）に関すること																				
	2 災害救護に関すること																				
	3 日赤医療施設の保全に関すること																				
	4 血液センター施設の保全に関すること																				
<b>第3章 事前の措置</b>			<b>第3章 事前の措置</b>																		
<b>第1節 東海地震に備え事前に促進すべき事項</b>			<b>第1節 東海地震に備え事前に促進すべき事項</b>																		
区分	機関名	内容	区分	機関名	内容																
食糧確保の計画化	県農林水産部	<u>政府所有米の供給計画</u> <u>政府所有米の調達を要するときは、知事は、農林水産省政策統括官に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行うものとし、当該米穀を買い受ける場合には、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）の規定に基づき、知事は、政策統括官と売買契約を締結したうえで、政策統括官と販売等業務委託契約を締結している受託事業体から当該米穀の引き渡しを受ける。なお、米穀販売事業者から調達する米穀は精米で引渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する場合は、玄米渡しであるから、精米による供給を受けられるよう、受託事業体へとう精を依頼する。</u>	食糧確保の計画化	県農林水産部	<u>災害応急食糧の精米計画</u> <u>発災時における応急食糧の配給において、市町村長が米穀小売販売業から調達する米穀は精米で引き渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する米穀は玄米であるため、市町村は管内の小売販売業者又は卸売業者等と、精米計画を策定しておくよう指導する。</u>																

修正案			現行
区分	機関名	内容	(新設)
学校・病院・社会福祉施設の耐震性の強化	県総務部	<u>私立学校等に対して国及び県の補助制度や日本私立学校振興・共済事業団の融資制度を活用し、速やかに校舎等の耐震化を進めるよう指導する。</u>	
<b>第3節 広報及び教育</b>			<b>第3節 広報及び教育</b>
<p>1 広報</p> <p>(1) 県における広報</p> <p>ウ 広報の方法</p> <p>広報の方法は、広報すべき事項により、千葉県西部防災センターの展示品や防災研修会、「ちば県民だより」等の印刷物によるほか、<u>(削除) テレビ、ラジオによる県提供番組や千葉県ホームページ(連動する各種インターネットサービスを含む)</u>を通じて実施する。</p>			<p>1 広報</p> <p>(1) 県における広報</p> <p>ウ 広報の方法</p> <p>広報の方法は、広報すべき事項により、千葉県西部防災センターの展示品や防災研修会、「ちば県民だより」等の印刷物によるほか、映画及びテレビ、ラジオによる県提供番組を通じて実施する。</p>

修正案

現行

第4章 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの対応措置

第4章 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの対応措置

第2節 活動体制の準備等

第2節 活動体制の準備等

機 関	内 容
県	<p>(1) 災害対策本部設置準備 緊急連絡体制をとるとともに、県災害対策本部設置準備に入る。</p> <p>(2) 職員の参集 職員の参集は、災害即応体制とする。 なお、夜間、休日等勤務時間外における職員の参集方法等については、別に定めるものとする。</p> <p>(3) 東海地震注意情報時の所掌事務 災害対策本部が設置されるまでの間、防災危機管理部危機管理課が関係各防災機関の協力を得ながら、次の事項について所掌する。 ア 東海地震注意情報、その他防災上必要な情報の収集伝達 イ 社会的混乱防止のため必要な措置 ウ 市町村、各防災機関との連絡調整</p>

機 関	内 容
県	<p>(1) 災害対策本部設置準備 緊急連絡体制をとるとともに、県災害対策本部設置準備に入る。</p> <p>(2) 職員の参集 職員の参集は、災害警戒体制とする。 なお、夜間、休日等勤務時間外における職員の参集方法等については、別に定めるものとする。</p> <p>(3) 東海地震注意情報時の所掌事務 災害対策本部が設置されるまでの間、防災危機管理部危機管理課が関係各防災機関の協力を得ながら、次の事項について所掌する。 ア 東海地震注意情報、その他防災上必要な情報の収集伝達 イ 社会的混乱防止のため必要な措置 ウ 市町村、各防災機関との連絡調整</p>

第5章 警戒宣言発令に伴う対応措置

第5章 警戒宣言発令に伴う対応措置

第1節 活動体制

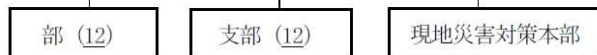
第1節 活動体制

1 県の活動体制

1 県の活動体制

【本 部】

【本 部】



修正案

【部及び支部の構成】

部	支 部
総 務 部	千 葉 支 部
総 合 企 画 部	東 京 支 部
健 康 福 祉 部	葛 南 支 部
環 境 生 活 部	東 葛 飾 支 部
商 工 労 働 部	印 旛 支 部
農 林 水 産 部	香 取 支 部
県 土 整 備 部	海 匝 支 部
出 納 部	山 武 支 部
企 業 部	長 生 支 部
病 院 部	夷 隅 支 部
教 育 部	安 房 支 部
警 察 部	君 津 支 部

現行

【部及び支部の構成】

部	支 部
総 務 部	千 葉 支 部
総 合 企 画 部	葛 南 支 部
健 康 福 祉 部	東 葛 飾 支 部
環 境 生 活 部	印 旛 支 部
商 工 労 働 部	香 取 支 部
農 林 水 産 部	海 匝 支 部
県 土 整 備 部	山 武 支 部
出 納 部	長 生 支 部
水 道 部	夷 隅 支 部
企 業 部	安 房 支 部
病 院 部	君 津 支 部
教 育 部	
警 察 部	

修正案

(県庁内)

(支 部)

災害 対策 本部 千葉 県  現地 災害 対策 本部 千葉 県	災害 対策 本部 支 部	名 称	位 置	区 域
		千葉支部	危機管理課内	千葉市・市原市
		東京支部	東京事務所内	
		葛南支部	葛南地域振興事務所内	習志野市・八千代市・船橋市・市川市・浦安市
		東葛飾支部	東葛飾地域振興事務所内	松戸市・柏市・流山市・野田市・我孫子市・鎌ヶ谷市
		印旛支部	印旛地域振興事務所内	成田市・佐倉市・四街道市・八街市・印西市・白井市・富里市・印旛郡
		香取支部	香取地域振興事務所内	香取市・香取郡
		海匝支部	海匝地域振興事務所内	銚子市・匝瑳市・旭市
		山武支部	山武地域振興事務所内	東金市・山武市・大網白里市・山武郡
		長生支部	長生地域振興事務所内	茂原市・長生郡
		夷隅支部	夷隅地域振興事務所内	勝浦市・いすみ市・夷隅郡
		安房支部	安房地域振興事務所内	館山市・鴨川市・南房総市・安房郡
		君津支部	君津地域振興事務所内	木更津市・君津市・富津市・袖ヶ浦市

現行

(県庁内)

(支 部)

災害 対策 本部 千葉 県  現地 災害 対策 本部 千葉 県	災害 対策 本部 支 部	名 称	位 置	区 域
		千葉支部	危機管理課内	千葉市・市原市
		葛南支部	葛南地域振興事務所内	習志野市・八千代市・船橋市・市川市・浦安市
		東葛飾支部	東葛飾地域振興事務所内	松戸市・柏市・流山市・野田市・我孫子市・鎌ヶ谷市
		印旛支部	印旛地域振興事務所内	成田市・佐倉市・四街道市・八街市・印西市・白井市・富里市・印旛郡
		香取支部	香取地域振興事務所内	香取市・香取郡
		海匝支部	海匝地域振興事務所内	銚子市・匝瑳市・旭市
		山武支部	山武地域振興事務所内	東金市・山武市・大網白里市・山武郡
		長生支部	長生地域振興事務所内	茂原市・長生郡
		夷隅支部	夷隅地域振興事務所内	勝浦市・いすみ市・夷隅郡
		安房支部	安房地域振興事務所内	館山市・鴨川市・南房総市・安房郡
		君津支部	君津地域振興事務所内	木更津市・君津市・富津市・袖ヶ浦市

第6節 交通対策

1 道路交通対策

(1) 県警察のとり交通対策

別表1 広域交通規制対象道路及び広域交通検問所



凡 例				凡 例				
道路種別	路線名	指定検問場所	番号	道路種別	路線名	指定検問場所	番号	
高速道路 自動車専用道路	銚子連絡道路	横芝光インター	52	高速道路 自動車専用道路	銚子連絡道路	横芝光インター	52	
	常磐自動車道	流山インター	53		常磐自動車道	流山インター	53	
		柏インター	54			柏インター	54	
	東京外かく環状道路	松戸インター	55		(新設)			
		市川北インター	56					
		市川中央インター	57					
		市川南インター	58					
一般国道	国号 道 16	呼塚交差点	59	一般国道	国号 道 16	呼塚交差点	55	
	国号 道 6	新葛飾橋	60		国号 道 6	新葛飾橋	56	
	国号 道 14	市川橋	61		国号 道 14	市川橋	57	
	国号 道 357	舞浜交差点	62		国号 道 357	舞浜交差点	58	
	国号 道 51	水郷大橋	63		国号 道 51	水郷大橋	59	
<p align="center"><b>第7節 上下水道、電気、ガス、通信等対策</b></p> <p>1 上水道対策  <u>県企業局</u>は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講じる。</p> <p>(2) 人員の確保、資機材の点検整備等  ア 要員の確保等  警戒宣言の発令と同時に応急対策要員を確保するとともに、緊急広報、施設設備の保全、応急給水、施設復旧等に必要な活動体制の確立を図る。  また、<u>災害協定締結団体等</u>との連絡協力体制について確認する。</p>				<p align="center"><b>第7節 上下水道、電気、ガス、通信等対策</b></p> <p>1 上水道対策  <u>県水道局</u>は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講じる。</p> <p>(2) 人員の確保、資機材の点検整備等  ア 要員の確保等  警戒宣言の発令と同時に応急対策要員を確保するとともに、緊急広報、施設設備の保全、応急給水、施設復旧等に必要な活動体制の確立を図る。  また、<u>指定給水装置工事事業者等関係会社</u>との連絡協力体制について確認する。</p>				

修正案	現行
<p>5 通信対策  (2) 情報連絡室の設置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>設置場所：千葉事業部千葉災害対策室（エム・ベイポイント  幕張8F）  電話番号：043-211-8652（代）</p> </div> <p>(4) 応急対策  <u>（削除）</u></p> <p>6 工業用水道対策  <u>県企業局</u>は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講じる。</p> <p style="text-align: center;"><b>第10節 救護救援・防疫対策・保健活動対策</b></p> <p>1 救護救援対策  (1) 医療関係機関の対応</p>	<p>5 通信対策  (2) 情報連絡室の設置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>設置場所：千葉事業部千葉災害対策室（NMビル8F）  電話番号：043-211-8652（代）</p> </div> <p>(4) 応急対策  <u>イ 手動通話、番号案内</u>  <u>（ア）非常、緊急通話の取扱いは確保することとし、その他“100”番通話  に対しては、可能な限り取り扱う。（平成27年7月末まで）</u>  <u>（イ）番号案内業務は、可能な限り取り扱う。</u>  <u>ウ 電報</u>  <u>非常、緊急電線電報の取扱いは確保することとし、強化地域内に向けて  発信する電報は、遅延承知のものに限り受け付ける。</u>  <u>エ 窓口業務</u>  <u>平常業務を行う。</u></p> <p>6 工業用水道対策  <u>県水道局</u>は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講じる。</p> <p style="text-align: center;"><b>第10節 救護救援・防疫対策・保健活動対策</b></p> <p>1 救護救援対策  (1) 医療関係機関の対応</p>

修正案	現行												
<p>日本赤十字社 千葉県支部</p> <p>ア <u>警戒宣言が発せられた場合は、日本赤十字社千葉県支部の東海地震対応計画に基づき災害警戒本部を設置し、情報収集に努め、救護活動の即応態勢を整える。</u></p> <p>イ <u>第1次救護班については、前進拠点（地震防災対策強化地域外で、その周辺地域に所在する日赤施設）に移動し、待機する。</u></p> <p>ウ <u>第2次救護班、第1次日赤 DMAT、第1次被災地支部災対本部支援要員、第1次被災地日赤病院支援要員、第1次こころのケア班については、派遣準備を完了し、日本赤十字社千葉県支部や成田赤十字病院等にて待機する。</u></p>	<p>日本赤十字社 千葉県支部</p> <p><u>警戒宣言が発せられた場合は、別に定めた日本赤十字社救護規則により、非常体制配備の活動体制を整えるとともに、支部に災害警戒本部を設置し、次の業務を行う。</u></p> <p>ア <u>非常無線通信体制と統制局の設置</u>  <u>情報の収集、伝達の迅速確実を期するため、赤十字業務用無線局は傍受体制を整えるものとし、支部基地局（につせきちば）が統制局となる。</u></p> <p>イ <u>救護班の待機</u>  <u>成田赤十字病院に対して、初動救護班1個班の待機を指示する。</u></p> <p>ウ <u>血液業務</u>  <u>（ア）千葉県赤十字血液センターに対して、採血業務を一時中止し、献血者に広報を行うとともに、供給体制を強化するよう指示する。</u>  <u>（イ）移動中の採血車、供給移動中の車両に対して、早急に業務終了し、帰還させるよう指示する。</u></p> <p>エ <u>生活物資、防災資材、人員などの配備手配</u>  <u>警戒宣言が発せられた場合、応急救護等が必要となる事態に備え、あらかじめ保有している物資、医薬品等の数量の確認を行うとともに、発生に際し、県及び市町村等からの要請があった場合は、直ちに</u>  <u>出動措置が円滑に遂行されるよう必要な準備を講じるものとする。</u>  <u>日赤における保有等の状況は右表のとおりである。</u></p> <table border="1" data-bbox="1693 1018 2049 1284"> <thead> <tr> <th>物資の種類</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毛布</td> <td>32,000枚</td> </tr> <tr> <td>敷布</td> <td>4,000枚</td> </tr> <tr> <td>日用品セット</td> <td>2,000組</td> </tr> <tr> <td>ガーゼケット</td> <td>4,500枚</td> </tr> <tr> <td>バスタオル</td> <td>4,500枚</td> </tr> </tbody> </table>	物資の種類	数量	毛布	32,000枚	敷布	4,000枚	日用品セット	2,000組	ガーゼケット	4,500枚	バスタオル	4,500枚
物資の種類	数量												
毛布	32,000枚												
敷布	4,000枚												
日用品セット	2,000組												
ガーゼケット	4,500枚												
バスタオル	4,500枚												

修正案		現行	
3 保健活動対策 (1) 県の行う業務 イ 健康福祉センター（保健所）の行う業務 (ア) 平常時より管内概況・地図・医療機関等施設・要配慮者等リスト等について把握し、災害時には、市町村と連携して被災状況・医療機関開設状況や救護活動、要配慮者の健康状態の把握等情報収集を行う。要配慮者の把握についてはプライバシー保護に <u>十分注意</u> すること。		3 保健活動対策 (1) 県の行う業務 イ 健康福祉センター（保健所）の行う業務 (ア) 平常時より管内概況・地図・医療機関等施設・要配慮者等リスト等について把握し、災害時には、市町村と連携して被災状況・医療機関開設状況や救護活動、要配慮者の健康状態の把握等情報収集を行う。要配慮者の把握についてはプライバシー保護に十分__ <u>注意</u> すること。	
<b>第6章 県民等のとるべき措置</b>  <b>第1節 県民のとるべき措置</b>		<b>第6章 県民等のとるべき措置</b>  <b>第1節 県民のとるべき措置</b>	
区 分	とるべき措置	区 分	とるべき措置
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	(12) <u>児童生徒や要配慮者の安全を確認する。</u> ア <u>児童生徒や要配慮者が安全な場所にいるか確認する。</u>	警戒宣言が発令されてから地震発生まで	(12) <u>幼児、児童生徒、高齢者、病者の安全を確認する。</u> ア <u>幼児、児童生徒、高齢者、病者（臨床者）が安全な場所にいるか確認する。</u>
<b>第2節 自主防災組織のとるべき措置</b>		<b>第2節 自主防災組織のとるべき措置</b>	
区 分	とるべき措置	区 分	とるべき措置
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	(5) <u>児童生徒や要配慮者の安全確保を呼びかける。</u>	警戒宣言が発令されてから地震発生まで	(5) <u>幼児、児童、生徒、老人、病者の安全対策措置を呼びかける。</u>